和泉市男女共同参画啓発業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

１．事業概要

（１）業務委託名

和泉市男女共同参画啓発業務委託

（２）目的

和泉市の男女共同参画社会の形成を推進する拠点施設である「和泉市男女共同参画センター」（以下「センター」という。）の男女共同参画啓発業務を委託するため業者の専門的な企画・発想等のノウハウを要求される業務を実施するためプロポーザル方式を採用し最適な委託事業者を選定することを目的とする。

（３）事業内容

別紙仕様書のとおり

（４）契約期間

契約締結日から令和１１年３月３１日まで

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約

（５）履行期間

令和８年８月１日から令和１１年３月３１日まで

２．契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

契約保証金は、和泉市財務規則（昭和 39 年 5 月 9 日規則第 12 号）第 102 条の規定に基づくものとする。なお、同規則第 104 条の規定に該当する場合は免除できる。

３．提案限度額

１，６４５，０００円／月額（税抜）

５２，６４０，０００円／２年８ヶ月総額（税抜）

４．支払い条件

毎月払い、消費税及び地方消費税込みとする。

５．参加資格

参加表明時点において、次の（１）（２）いずれかの条件をみたし、（３）～（８）の全てに該当すること。

（１）和泉市における令和６・７年度の入札参加資格審査を完了していること。

（２）（１）以外の者は参加表明書を提出する際に以下の書類（発行日より３か月以内のもの）を提出できること。ただし、内容確認を受けること。

① 印鑑登録証明証※写し
② 商業登記簿謄本（登記事項証明書）※写し
③ 決算報告書一式※写し　直近１年分
④ 国税の納税証明書「その３の３」※写し　最新のもの
⑤ 市税の納税証明書（和泉市内に本店、支店、営業所等が存する場合）
⑥ 委任状（受任者をたてる場合）
⑦ 使用印鑑届
⑧ 暴力団排除に関する誓約書

（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当するものでないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法 （平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを開始していないこと。

（５）市税（和泉市内に本店・支店・営業所を存する場合のみ）及び国税の未納がないこと。

（６）参加者、参加者の役員又は従業員が本要領公表日から起算して過去 10 年間において暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

（７）参加表明書の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から参加停止措置を受けている者又は和泉市参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止措置若しくは指名回避措置を受けている者でないこと。
（８）平成３０年度以降で当該業務と同種・同規模の業務完了実績を１件以上有していること。

６．実施要領等の配布

配布方法：和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード
＜和泉市ホームページ＞
https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/osirase/18591.html
配布期間：令和８年４月８日（水）～４月１７日（金）

７．参加表明書・質問書・企画提案書・見積書等の作成及び提出

（１）参加表明書の提出
提出期限：令和８年４月１７日（金）午後５時１５分まで
提出場所：和泉市　総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当（和泉市役所５階）
提出書類：別添の参加表明書（様式第１号）・業務実績調書（様式第４号）
※令和６・７年度の入札参加有資格者でない場合は、「５参加資格（２）①～⑧」の各書類も必要
提出方法：持参又は郵送（書留郵便にて期限必着）
※持参の場合の受付時間は、土・日を除く午前９時から午後５時１５分まで
参加資格確認通知書の発送：参加表明書受付後４月２１日（火）にメールにて通知する。
※受信確認として、メール受信後直ちに確認メールを返信すること。

（２）質問書の提出
提出期間：令和８年４月２１日（火）～４月２７日（月）午後５時１５分まで
提出場所：和泉市総務部　人権・男女参画室　人権・男女参画担当（和泉市役所５階）
提出方法：別添の質問書（様式第２号）により電子メールにて提出すること。
なお、質疑がない場合も必ず提出すること。
質疑回答：質問書の提出があった事業者の質疑を取りまとめたうえで、全ての参加事業者に電子メールにて回答を令和８年５月１日（金）に提示する。
※事務局が質疑を追加することがある。
※受信確認として、メール受信後直ちに確認メールを返信すること。

（３）企画提案書等の提出
提出期間：令和８年５月１日（金）から５月１４日（木）午後５時１５分まで
提出場所：和泉市総務部　人権・男女参画室　人権・男女参画担当（和泉市役所５階）
提出書類：企画提案書　※自由書式、Ａ４両面、１０ページまで
※企画提案書には仕様書の業務を実施するための企画及び以下アからカの内容を簡潔に記載すること。
ア　業務の理解（業務の目的・理解・方針）
イ　業務実績・執行技術（業務実績・市との連絡体制・緊急時の対応や安全管理・PDCAサイクルの活用・地域貢献）
ウ　和泉市の男女共同参画行動計画等に沿った１２か月で４６コマ以上（Ｒ８は２４コマ以上）の講座企画案（１テーマで３回連続の場合は３コマとする。また、講座は原則和泉シティプラザ内及び市有施設での実施とする）について内容、対象者、目的、効果などを具体的に明記すること。
エ　啓発冊子（カレンダー）の企画（内容・対象者・効果など）
※過去に作成したものがあればサンプルとして提出可
オ　男女共同参画に関する情報の収集及び提供の企画
カ　業務遂行能力（従事者の配置と具体的な教育研修内容）
※業務責任者を含む従事者の経歴を詳細に記載すること
見積書（様式第１０号）

※２年８か月分の総事業費及び月額算出して示すこと。
見積明細書※任意様式（人件費・事務費等の費用の内訳を付して作成すること）

提出部数：提案書　１０部（正本１部　副本９部）
見積書・見積明細書　　各１部
提出方法：持参又は郵送（書留郵便にて期限必着）
※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前９時から午後５時１５分まで
留意事項：
○提案内容については、簡潔明瞭に記載すること。
○正本１部には、事業者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印し、担当者連絡先を記載すること。
○副本９部には、事業者名が推測可能なあらゆる表記を行わないこと。
○提案書の表紙には、宛名を「和泉市長」とし、業務名を「和泉市男女共同参画啓発業務委託」と明記すること。
○文字サイズは１０ポイント以上とすること。

８．選定方法

プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

（１）選定は、選定委員会が「９．評価基準」に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査を行う。
（２）実施日：令和８年５月２９日（金）
（３）実施時間・場所：時間・場所については、別途通知する。
（４）実施時間：プレゼンテーションとヒアリングの合計で、１者につき概ね３０分程度を予定
（プレゼンテーション１５分質疑応答１５分程度）　※詳細は別途通知する
（５）出 席 者：１者につき３名までとする。業務責任者の予定となる者は必ず出席すること。
（６）選定の結果、評価点の合計から評価項目⑤コスト（見積金額）を差し引いた点数の６割を超えたもののうち、評価点の合計が最も高い者が優先交渉権者として選定する。ただし、交渉の結果不調となった場合は、次に評価点の高い次点交渉権者と交渉を行う。
（７）評価点の合計が同点の場合には、評価項目③提案内容の的確性の評価点により（６）の選定を行う。
（８）選定結果は企画提案者すべてに通知する。
（９）留意事項：・プレゼンテーションは業務責任者が提案書に基づいて行うこと。
・実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
・プレゼンテーション・ヒアリング審査は記録用として録音する。
・プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。
議事録は、優先交渉権者となった場合は、速やかに提出することとし、優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。
・会場内での発言については、提案書と同等の取り扱いとする。
・パソコン、プロジェクターを用いたプレゼンテーションは可能である。
※会場内にはプロジェクターとスクリーンのみ用意している。必要な機材等は各自で用意すること。ただし、セッティング時間はプレゼンテーション時間に含まれる。
・当日に新たな資料等の持ち込みは認めない。

９．評価基準及び配点

評価項目	指標	評価の視点	点数
①業務の理解度	・業務目的への理解	・事業の目的を理解し、方針が立てられているか	10
②業務実績・執行技術力	・同種・同規模の実績 ・地域貢献 ・人権・男女参画室人権・男女参画担当との連絡体制 ・災害や事故等緊急時への対応策	・当該業務を遂行するために必要な知識・業務経験を有しているか　(10) ・和泉市内業者の利活用の提案があるか　（３） ・業務を適切に管理し、必要に応じ改善できる体制となっているか（PDCA サイクル等マネジメントシステムの活用など）　（３） ・安全管理への配慮がなされた提案となっているか　（２）	18
③提案内容の的確性	・啓発事業の企画	・男女共同参画に関する国・府の法令及び計画等について把握し理解できているか　(20) ・和泉市の男女共同参画行動計画等について把握し理解できているか　(20) ・集客の向上に対する工夫や魅力ある内容となっているか　(10) ・和泉市の活性化を意識した企画の提案となっているか　(10)	60
	・啓発冊子の企画編集・印刷製本	・男女共同参画の理解を深めるメッセージ性があり、和泉市の男女共同参画施策の情報を盛り込む内容で啓発効果が見込まれるか　(10) ・初めて男女共同参画を知った人にも理解しやすい内容であるか　(8) ・カレンダーとして日常に使用されやすい機能や工夫の提案があるか。　(4)	22
	・男女共同参画に関する情報の収集及び提供	・男女共同参画に関する各種統計をホームページ等で広く提供する提案か ※但し、情報源は公的機関とする	10
④業務遂行能力	・予定配置職員 ・研修内容	・業務遂行体制（業務責任者としての経験年数）　(10) ・従事者への研修プログラム等の内容が適切かどうか　(10)	20
⑤コスト ※１	・見積書及び明細書	・提案上限額以内であるか、妥当な提案金額か（業務コストの妥当性）	60
合　計			200

※１コストに係る評価基準

見積額（税抜）				点数
		42,112,000	円以下	60
42,112,000	円を超え	42,632,000	円以下	57
42,632,000	円を超え	43,162,000	円以下	54
43,162,000	円を超え	43,692,000	円以下	51
43,692,000	円を超え	44,212,000	円以下	48
44,212,000	円を超え	44,742,000	円以下	45
44,742,000	円を超え	45,272,000	円以下	42
45,272,000	円を超え	45,792,000	円以下	39
45,792,000	円を超え	46,322,000	円以下	36
46,322,000	円を超え	46,852,000	円以下	33
46,852,000	円を超え	47,372,000	円以下	30
47,372,000	円を超え	47,902,000	円以下	28
47,902,000	円を超え	48,432,000	円以下	26
48,432,000	円を超え	48,952,000	円以下	24
48,952,000	円を超え	49,222,000	円以下	22
49,222,000	円を超え	49,482,000	円以下	20
49,482,000	円を超え	49,742,000	円以下	18
49,742,000	円を超え	50,002,000	円以下	16
50,002,000	円を超え	50,532,000	円以下	14
50,532,000	円を超え	50,792,000	円以下	12
50,792,000	円を超え	51,062,000	円以下	10
51,062,000	円を超え	51,582,000	円以下	8
51,582,000	円を超え	52,112,000	円以下	5
52,112,000	円を超え	52,640,000	円以下	0

10. 日程（全体スケジュールと契約候補者特定までの事務手順等）

項目	日時
公表と実施要領の配布期間	令和８年４月８日（水）～４月１７日（金）
参加表明書の提出期限	令和８年４月１７日（金）午後５時１５分まで
質問受付期間	令和８年４月２１日（火）～４月２７日（月）
質問事項回答期日	令和８年５月１日（金）
提案書等受付期間	令和８年５月１日（金）～５月１４日（木） 午前９時～午後５時１５分（土・日を除く）
プレゼンテーション開催日時の通知日	令和８年５月１８日（月）
プレゼンテーション日	令和８年５月２９日（金）
審査結果通知公表日	令和８年６月２日（火）
契約締結期限	令和８年６月３０日（火）
履行開始日	令和８年８月１日（土）

11. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合
② 実施要領に違反した場合
③ 仕様書で求めている業務内容を履行できないと判断した場合
④ 提案限度額を超えた見積書を提出した場合
⑤ 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合
⑥ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

12. 企画提案者が１者になった場合の取扱い

企画提案者が１者になった場合も「８．プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施」に基づき選定を行う。

13. 選定結果の通知方法

優先交渉権者の決定後、企画提案者全員に対してプロポーザル選定結果通知書により通知する。

14. 選定結果の公表方法・内容

①優先交渉権者の名称及び総合点
②参加者（優先交渉権者含む）の名称（辞退・失格等を含む）
③全提案者の点数
④全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
⑤優先交渉権者の選定理由
⑥選定委員の所属及び氏名

※1　選定されなかった者の社会的地位及び競争上の地位に配慮するため、③と⑥の対応関係は明らかにしない。

※2　提案者が２者の場合は、※1 と同様の趣旨から通知内容については２者に①、②及び⑤を通知する。優先交渉権者に対しては、優先交渉権者自身の点数及び各委員の点数のみを通知し、他者の点数及び各委員の点数は優先交渉権者には通知を行わないものとする。
選定されなかった者には自社の点数であるため、優先交渉権者及び自社の点数及び各委員の点数を通知する。

※3　④の点数において、各委員の点数と委員名の対応関係は明らかにしない。

15. 和泉市から配布する書類

・和泉市男女共同参画啓発業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領
・仕様書
・参加表明書（様式第１号）
・質問書（様式第２号）
・団体の概要（様式第３号）
・業務実績調書（様式第４号）
・企画提案書（様式第５号）※１ページ目以外は任意様式
・辞退届（様式第６号）
・暴力団排除に関する誓約書（様式第７号）
・委任状（様式第８号）
・使用印鑑届（様式第９号）
・見積書（様式第１０号）
・業務概要

16. 留意事項

・本プロポーザルに係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
・提出された書類等は返却しない。
・提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請した事項についてはこの限りでない。
・提出された提案書等は、事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
・参加表明書提出後に辞退する場合は、令和８年５月２６日（火）までに参加辞退届を提出すること。
・天変地異、その他やむをえない事情により、プレゼンテーション・ヒアリング審査が実施できないと市が判断した場合は中止する場合があります。

17. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成 10 年和泉市条例第 32 号）の規定に基づき、公開対象となる。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。

18. 事務局・問合せ先

和泉市　総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当（担当：廣田・玉光）
〒594-8501　大阪府和泉市府中町二丁目７番５号
Tel:0725(99)8116(直通) Fax:0725(45)3128
E-mail:jindantanto@city.osaka-izumi.lg.jp
受付時間：土・日・祝日を除く午前９時～午後５時１５分